

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 6 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 7 月 16 日（火）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 会議室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、荻野委員、斉藤委員、中原委員、山田委員

事務局（2 名）

大竹主査、担当 1 名

説明者（4 名）

多文化共生推進課長、介護保険課長

<開会>

【部会長】

おはようございます。

第 6 回新宿区外部評価委員会第 3 部会を開催いたします。

委員の皆様、チェックシート等を配られていますので、適宜メモを取りながらヒアリングをお願いします。

では、今からヒアリング始めたいと思います。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を 3 つの部会に分けており、この第 3 部会のテーマは「自治、コミュニティ、文化、観光、産業」です。平成 24 年度より経常事業評価の本格実施が始まり、今年度は 2 年目となります。外部評価委員会では、今回の内部評価のうち、「経常事業評価Ⅰ」の 98 事業の中から、69 事業を抽出して評価することとしています。そして、外部評価する事業は全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

また、今年度は第 2 部会の担当する分野である「福祉、子育て、教育、暮らし」の事業が多いため、その中から介護保険及び衛生の事業について、第 2 部会に代わって第 3 部会がヒアリングを行うこととなりました。

本日は、1 つの事業につき 25 分の想定でヒアリングを行います。前半 10 分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。質問が終了しなかった場合は、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

では最初は、経常事業 567 番「外国人への情報提供」です。10 分ほどで簡単に事業説明

をお願いいたします。

【説明者】

おはようございます。多文化共生推進課長です。よろしくをお願いいたします。

経常事業 567 番「外国人への情報提供」です。まず、この事業の体系についてご説明いたしますが、基本目標は「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」であり、個別目標は「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」です。基本施策は「多文化共生のまちづくりの推進」であり、この事業はその基本施策の中に位置付けられています。

「外国人への情報提供」は、事業概要に記載のとおり、外国語の広報紙や外国語生活情報紙、外国語ホームページ、新宿生活スタートブックなど手がけているところです。あらかじめご質問いただいておりますので、その質問に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、外国語広報紙や生活情報紙の発行回数、発行サイクル、発行部数はどのように設定されているのかということです。発行回数については、外国語広報紙、広報にかわる外国語版を年 4 回発行しており、私どもで区の施設や日本語学校、専門学校など 322 か所にこちらから配布をしています。それから、生活情報紙というのは、年 1 回内容改訂をしており、毎年発行をしています。これは区の施設等 251 か所で現在配っています。

需要を把握しているのかということについてですが、配布先にお配りした際、配布先の方からももう少し配布してほしいといったお話がありますので、その都度調整をしています。

全体の配布部数については、例年この部数ですけれども、必要に応じてこれから見直す必要もあると思います。と言うのも、生活情報紙については、基本的に新しい方がよく読まれますが、従前からいらっしゃる方には余り読まれていないようなので、そういったところで内容改訂等今後のあり方について検討していく必要があると感じています。

それから、外国人への情報提供ガイドラインについて、どのような手続で決定されたかという質問をいただいております。外国人への情報提供ガイドラインを平成 22 年 3 月に策定しています。こちらは、庁内で各部の代表で構成されたプロジェクトチームをつくり、策定をいたしました。基本的には、各部で外国語の印刷物をつくったときには多文化共生推進課に報告し、こちらで把握しておくということと同時に、本庁舎 1 階の区政情報コーナーにて、その印刷物をお配りしています。あとは、基本的には 4 言語で対応するという方針を立てています。4 言語というのは英、中、韓とルビつきの日本語で対応しています。そうしたガイドラインに基づいて実施しているところです。

それから、委託による事業を実施しているけれども、委託先の企画力等スキルをどのように評価しているのかということですが、印刷は別として内容まで委託しているのはホームページと外国語広報紙で、これはプロポーザルで決めています。平成 22 年度に最初のプロポーザルを行い、3 か年間で内部評価をしながら良好であれば引き続き委託するというところで、今年が 3 か年度目になるところです。内部的には、企画の内容や翻訳も含めて内容評価をして、良好だということで、今年度も契約に至っているところです。

それから、総合評価を適切と評価をしているが、その評価した理由について具体的な事例を踏まえて説明してほしいということですが、まず、多文化共生していく中で、外国人の方に必要な生活の情報を提供していくということは、必要性においても手法においても適切だと判断しています。住民の1割を占める外国人の方が安心して暮らせるように、この後ご説明する外国人相談とも関係しますが、必要な情報提供ということでは適切にしていると評価しています。

改革改善の内容欄に提起していることについて、今現在予算上あるいは事業計画上どこまで決定しているのかというご質問です。現在、多文化共生まちづくり会議というものを昨年9月に設置し、外国人の方に対する、例えば災害時における支援体制を検討しているところです。こちらでは災害時の情報提供についてどのようにしたらいいかというような検討がなされているところです。生活情報紙では、災害の部分について述べているところですが、平常時はそういう形で普及啓発をするのですけれども、いざ災害が起きたときにはどう伝達するかということで、現在新宿区では区政情報課でソーシャルメディアを利用したツイッターやフェースブックというものを手掛けていて、こういったものの多言語化というのは方法の一つとしてはあろうかと思えます。それについても、これから少しずつ検討をしていくところです。

それから、協働の欄に記載のある内容についてですが、各団体がどういう意識を持って対応しているのかというご質問です。冒頭述べましたとおり、日本語学校や外国人支援団体、それぞれのコミュニティ団体で、この生活情報紙をお配りいただいているところです。私どもは、それを順次拡大をすることを意識的にやっており、基本的には私どもと外国人コミュニティの方との顔の見える関係というのを日々努力しながら築いていくものです。そうした中で、必要な情報を提供するとともに、逆にフィードバックしてほしいとも思っていますので、そういったところの対話の中から必要な情報はどんな情報があるのかというようなところを、こちらとしてはお伺いをしているところです。そのような形で、少しずつでも改善の努力をしていきたいと思っています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。ではご質問をお願いします。

【委員】

ありがとうございました。今ご説明をいただいて理解を深めました。

まず、総合評価のところでお書きいただいています。結論的には情報提供すること自体が必要なことであるということと理解しました。ただ、総合評価における適切という評価は、現代の社会においてこういったことに対応していくことが上手にできているという、そのところを評価していただきたかったと思います。例えば、具体的な事例をあげて、こんなことで感謝された、あるいはこういったニーズに合っているなどといったことがもう少しあれば、こちらとしても適当であると理解しやすかったと思います。この事業の必要性は認めたいという質問です。

【説明者】

例えば、生活情報紙については、内容別に 10 種類に分けています。「緊急のとき」から始まりまして、「災害に備えて」、「区役所での届出と手続き」などという形で 10 種類に分けて配布していますが、必要なときに必要なものだけ持っていけるので、必要な情報にアプローチしやすいということでは、視察に来た他の自治体の方などから、大変わかりやすいという評価をいただいています。そういったこともあり、特に外国人の方からこれは画期的だという評価をいただいているわけではありませんが、同じ支援をする側からは、なかなか工夫をしているという評価をいただいているところです。

【委員】

活動実績についてですが、外国語ホームページアクセス数が、22 年度は 28 万件あるのに 23 年度は 16 万件に減っていて、24 年度が 20 万件になっています。年度によって大きく増減しているようですが、どうしてこんなに差が出るのでしょうか。

【説明者】

これは、区政情報課でホームページのアクセス数をカウントするのですが、そのカウント方法を少し変えたということを知っています。というのは、それまでは、例えばホームページのトップから別のページへ飛んだときに、それもカウントしていたようです。

【委員】

減った後、また増えています。

【説明者】

22 年度から 23 年度のときにカウントの仕方が変わりました、23 年度が 16 万 4,000 件に減っています。24 年度に増えているのは、恐らく震災の影響などがあると思います。

【部会長】

特定財源の区市町村交付金充当事業というのは、東京都からもらうお金でしょうか。

【説明者】

いえ、宝くじの運用による収益が区市町村交付金という形でできているものです。

【委員】

外国語広報紙は年 4 回の発行ということですが、私たちが広報紙を受け取るのは月に 3 回です。そうすると、年 36 回を年 4 回に集約しているのですね。

外国語広報紙に掲載する内容の企画は、委託先が企画をされるのでしょうか。それとも、職員の方が決めているのでしょうか。

【説明者】

まず、区の広報紙の日本語版のものから記事を拾い、必要なものをこちらで用意します。それと同時に編集会議ということで、事業者と一緒に協議をして決めています。

【委員】

外国語広報紙、外国語生活情報紙、外国語ホームページ、新宿生活スタートブックについて、それぞれの費用の内訳を教えてください。

【説明者】

まず外国語の広報紙の経費は 643 万 6,000 円、生活情報紙は 426 万 9,000 円、外国語ホームページは 338 万 4,000 円かかっています。新宿生活スタートブックについては、昨年改訂をして、今年はまだ印刷をしていません。

【委員】

なるほど。では、表紙だけ変えているということでしょうか。

【説明者】

そうですね、部数が減ってきたときに改訂をしています。

【部会長】

内部評価に外国人コミュニティという言葉がありますが、この外国人コミュニティという言葉は大体どんなことをイメージしたらよろしいでしょうか。

【説明者】

基本的にはいろいろなコミュニティの形態がありますが、例えば韓人会という韓国人の方の組織、それから民団というような組織があります。それから、例えばネパールの方ですとネパール新聞を中心にして、そこにいろいろな方がアプローチしているというような形でのコミュニティが形成されています。あとは、フランスやタイの方のコミュニティが結構活発に活動されています。

【委員】

新宿生活スタートブックは 23 年度に全面改訂ということで、内容的にかなり変わったところがあるのでしょうか。

【説明者】

先輩からのアドバイスという形でのコラムを随所に交えていたり、見やすくしたりというようなことをしています。

【部会長】

おそらく他の事業との関係もあるので、お答えがしづらいかもしれませんが、新宿生活スタートブックの言語は 4 つで十分というご判断なのでしょうか。

【説明者】

外国人への情報提供ガイドラインでは、4 言語による提供と定めさせていただいています。というのは、区内外国人のうち、中国と韓国、朝鮮の方で 75% おり、アジア圏の方のうち英語を共通語とされている方がかなりいらっしゃるので、基本的には 4 言語で対応可能だと判断しています。

【部会長】

ありがとうございました。では、次の事業に入りましょう。経常事業 569 番「外国人相談窓口の運営」です。ご説明をお願いいたします。

【説明者】

では、続いて、経常事業 569 番「外国人相談窓口の運営」についてご説明いたします。

体系については、先ほどの事業と同様です。

事業の概要についてですが、基本的に外国人相談窓口の場所は本庁舎 1 階の区政情報コーナーに英語、中国語、韓国語を話せる相談員を毎日配置しています。今年度から 30 分時間延長し、午後 5 時まで延長しているところです。あらかじめいただいたご質問の中で、一日当たり 15 件相談を受けていることについてどのように考えているかということですが、英中韓の言語を話せる相談員を昨年から毎日配置をしたということで、実績等についてはかなり件数が伸びているところです。一日に換算すると 15 件ということでも、それだけの配置は必要ではないかと考えています。

それから、相談窓口の場所については、区政情報コーナーだけでなく、しんじゅく多文化共生プラザの中にも外国人相談窓口を設置しています。こちらは曜日によって英中韓に加えてミャンマー語とタイ語が話せる相談員を配置しています。

それから、東京都や他区と比較してどうかというご質問ですが、東京都では都庁第一庁舎の 3 階に都民の声窓口があり、こちらでも英語については月曜日から金曜日、中国語は火曜日と金曜日、ハングルについては水曜日というような形で相談窓口を開設しています。都内の市区町村についても、外国人が多く住んでいると思われるところはそれなりに外国人相談窓口を開設しております。区部はほとんどありますし、市部で言いますと、八王子市、立川市、武蔵野市といったところが外国人の相談窓口を開設しているようです。

それで、相談の内容ですが、本庁の相談窓口で受ける相談には、行政手続に関するものが非常に多いです。昨年は、特に住民基本台帳法の改正があり、外国人登録制度がなくなって住民基本台帳に全ての外国人の方が載るという大幅な改正があったものですから、そういった相談が多くありました。後は、健康保険や税金の相談があります。

多文化共生プラザの相談窓口では、東京入管の相談員が同じフロアにおりますので、様々な生活相談があります。

それから、出張所等での外国語の対応はどうしているかというご質問いただいておりますが、特別出張所等では外国語の対応というのは特に考えておりませんので、職員個人のスキルで対応ぐらいはできますが、基本的には相談窓口では電話対応もしていますので、そちらに電話をかけていただくというご案内をしているところです。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、ご自由に質問をどうぞ。

【委員】

行政手続を間違いなく理解してもらうためにはきちんとした対応をしないといけないと思います。そのためには、専門部署で十分に対応していただくことが必要だと思うのですが、専門部署につなぐためにどのような策をとっていらっしゃるのでしょうか。

【説明者】

例えば、本庁舎の中ですと、相談員が直接専門部署の窓口へ一緒に行って、お話をするというのもやっております。

【委員】

本庁舎であれば相談員がいるから、相談員が専門部署に連れて行って仲介してくれると思いますが、特別出張所に来た人は本庁舎に行くように言うことになるのでしょうか。

【部会長】

その場で専門部署に電話してしまえばいいのではないのでしょうか。

【説明者】

そのとおりです。

【委員】

なるほど。そこに電話をかけて、案内するということですか。

【説明者】

はい。

【委員】

相談内容は本当にすごくいろいろだと思います。例えば医療や保険のこと、高齢者や子どもなど、区のような業務に関わるようなことを質問されることと思います。それに当たって、その窓口の相談員の方は、全ての業務についておそらくご存じないと思いますが、相談員の方は窓口に来られた方と担当課の方とをどのようにつないでいるのでしょうか。

【説明者】

基本的には、電話で対応したときはそれぞれの部署に確認をした上で折り返し電話するという対応をしています。実際に窓口に来られたときは、その窓口をご案内して、そこで通訳をするというような形でやっています。今の相談員はかなりのベテランですので、定型的な相談はほとんど対応可能です。

【部会長】

囑託の方ですか。

【説明者】

基本的には、新宿未来創造財団に委託をしています。英文相談員については、新宿未来創造財団ができる前から通訳としていた方ですので、長くやっています。その方は、今は財団の非常勤職員となっています。他の方は財団から委託をされています。

【委員】

例えば、外国人の子どもの相談はどこにすればいいのでしょうか。

【説明者】

外国人の子どもの直接相談したいということでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

子どもが直接電話で質問したり、窓口に来たりすることがあるかということですね。

【委員】

ここ最近、虐待のことなど、子ども自身がSOSを出せるような受け皿の必要性がすごく出てきていると思います。日本語をまだしゃべれないお子さんの相談を受けとめるようなところは、この窓口なのでしょうか。それとも別のところでしょうか。

【説明者】

様々だと思います。虐待などの場合、児童相談所などに相談する窓口があります。あとは、学校の先生などに相談ということもあるかと思います。基本的には、区の相談員が児童の専門につなぐということは余り想定していません。

【部会長】

この児童相談所は都の管轄ですか。

【説明者】

今は都の機関になっています。新宿区にも子ども家庭支援センターというのがあります。

【委員】

例えば、ある部署が新宿未来創造財団に委託して、外国語ができる方を派遣してもらい、何か事業をする場合は、この事業とは別事業の扱いになるのでしょうか。

【説明者】

それぞれの事業で必要な外国語のスキルということであれば、それぞれの事業ごとに対応するという事は考えられますけれども。

【部会長】

そういう観点で全体像をつかむのは難しいですね。個々の部署でいろいろなことをやっていて、しかもそれらをフォローアップしながら全体として外国人が住みやすいようになっているかどうかというのは、それぞれの部署ではなかなかわからない気がしますよね。

【委員】

事業の目標・指標になっている窓口相談件数についてですが、24年度末の現況が5,486件、29年度の目標が6,000件とあります。これはまだまだ外国人が増えてくるという想定で立てたと思うのですが、こういう相談窓口に来る前に、周囲の外国人の先輩たちのアドバイスなどは受けているのでしょうか。

【説明者】

受けられる方もいらっしゃいます。

【委員】

受けない方もいる、つまり、すぐ区役所に来る方もいらっしゃるのですね。

【説明者】

その方の属するコミュニティにもよると思います。こちらでお店を経営されている方にお店の従業員として呼ばれた方なども多くいます。そういった方は、周囲に同国の方がたくさんいらっしゃるからいいのですが、いろいろな事情で日本にくる方もいます。一般的に、直接区役所へ来る方というのは、周囲から得られる情報が少ない方などが多いです。

【部会長】

目標の設定の仕方が非常に難しいと思いますが、相談件数が増えるということがいいことなのかどうかということがあります。少なくとも、こうやって充実した体制をとっていけばニーズは多くなって、今後相談件数が増える方向を掲げているのがこの内部評価の意図するところだと思います。

【委員】

そういうことですね。例えば、会社自体が外国人に十分対応できるような会社になっていけばいいわけで、あえて相談窓口がなくてもいいということにもなるでしょうから。

【委員】

この相談件数の中で、例えば相談の内容などの分析というのは、定期的に行っているものなのでしょうか。

【説明者】

定期的にやっております。

【委員】

どんな傾向がありますか。

【説明者】

例えば平成 24 年度ですと、男性の方は 2,147 名、女性の方は 2,379 名で、ほとんど同じぐらいの割合です。区内の方か区外の方かという、ほとんどは区内の方です。言語でいうと、日本語の相談が 352 件、英語が 1,074 件、中国語が 1,674 件、韓国語が 1,426 件です。それから、来庁された方が 3,085 名、電話での対応が 1,157 件、文書が 284 件です。内容については、行政手続きに関する相談、例えば住民登録や税金といったお問い合わせが 1,482 件、暮らしの相談、例えば身の上相談や、事件事故、免許証のとり方といったものが 260 件、福祉、児童、保育、医療保険などについては 836 件、教育については 618 件になっています。

【部会長】

新宿の外国籍住民は、平均年齢的に若いと考えていいのでしょうか。

【説明者】

若いです。4 月 1 日で言いますと、新宿の場合、日本人の高齢化率と外国人のそれをまぜると、2 ポイントぐらい下がるような、それほど引き下げ効果があるぐらいの若い方、20 代、30 代の方が多いです。

【部会長】

外国籍住民も結構流動的なのでしょうか。

【説明者】

1 万人弱が留学の資格で入ってきます。ですから、若いのと同時に流動性が高いということで、3 分の 1 くらい入れ替りがあるということです。

【委員】

内部評価に、人口の約 10%を占める外国人住民とありますが、これは、住民基本台帳に

登録した外国人の方が新宿区の人口の 10%がという意味ですね。災害などそういうことで考えれば、昼間人口とか特定地域にたくさんおられるなどのことからすると、こういう方々へのサービスを考えていく必要性が高いと言えるわけですね。

【説明者】

おっしゃるとおりです。ただ、観光客の方やビジネスで来られている方は、帰宅困難者という枠の中で捉えますので、そういった方々に対してのご案内をどうするかについては、事業所等に協力を求めて、一斉帰宅しないようにというような形での取り組みを進めているかと思えます。

【部会長】

何か実例が一つ二つあるとわかりやすいと思っているのですが。何かこう、長時間にわたって相談を受けても対応できないような相談があったとか、そういうことはないのでしょうか。大体短時間で済む内容なのでしょうか。

【説明者】

長時間の場合は、やはり個人的な相談が多いです。例えば離婚といった話です。あと、在留資格が複雑に絡んでくる案件などがあります。

【委員】

政治的なことの相談は別に何もないのでしょうか。

【説明者】

政治的な話というのは聞いていません。

【部会長】

私は、以前、労災の相談を外国人の知り合いから受けたことがあります。どうかもわからなかったことがあります。結局、言葉の問題もあって、どういう状況なのかということを確認に伝えることが難しいのです。これは、相談者の母国語で対応していただける窓口だから、そういうことは少ないかもしれませんが、どこにどうつないだらいいのかもわからないというようなことが結構あるのではないかと思うのですが。大半は割と短時間で進んでいくということですか。

【説明者】

ご案内だけで済むこともあります。あとは、基本的には複雑なものは長くなるとは思いますが、基本的にはそんなにないとは思いますが。

今後は、報告書の様式を改善して、内容の記録をとっていくようにするつもりです。

【部会長】

ほかによろしいでしょうか。

では質疑を終わります。ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、続いて、経常事業 217 番「特別養護老人ホーム建設費用助成（入所調整対象分）」に入りたいと思います。説明をお願いいたします。

【説明者】

おはようございます。介護保険課長です。よろしくお願いいたします。

では、経常事業 217 番「特別養護老人ホーム建設費用助成（入所調整対象分）」について説明します。新宿区第二次実行計画の 150 ページをお開きいただきまして、上から 6 段目の 217 番の事業が、今からご説明する事業です。基本目標「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」を実現するための個別目標の一つとして、「だれもが互いに支え合い、安心してくらすせるまち」という個別目標があります。この個別目標を実現するための基本施策の一つに、「高齢者とその家族を支えるサービスの充実」という基本施策があります。特別養護老人ホーム建設費用助成（入所調整対象分）はこの基本施策をもとにして、介護保険制度の導入以前に特別養護老人ホームを整備した社会福祉法人に対して、施設整備等にかかる経費の一部を補助金として分割で交付し、区民の優先入所を図るという事業です。

続いて、事業概要ですが、区民の方が特別養護老人ホームに優先的かつ円滑に入所できる体制を整えるために、特別養護老人ホーム整備費の一部を複数年にわたって、分割で補助をしているものです。これによって、区民の方が入れる対象施設を確保する事業です。

事業の目標・指標です。この事業そのものが費用助成ということで、分割の納付です。で、何年までと決まっているわけです。年数が経ちますとだんだんお支払いをする施設は減っていくということで、この目標としては、区の財政的などころを考えた場合に、施設数が減っていくのが財政的には喜ばしいことだということでの目標で、現在 12 施設お支払いしていますが、29 年度末で 5 施設になる予定です。もう一つの指標として、施設における区民入所者数を設定しています。今現在 540 人になっていますが、このことについてあらかじめ質問をいただいているので、詳しく説明をさせていただきます。区民分として確保しているのは合計で 602 人分あります。現在はこのうち 540 人にお入りいただいております、現在の 540 人を 29 年度末の目標として 602 人に増やそうとしている状況です。申込者の中には、区内の特別養護老人ホームの入所希望をもっていらっしゃる方が多く、多摩地区に施設が多いものですから、順番が回ってきたとしても、お入りいただかない方も中にはいらっしゃるのです、空きが出ているという状況です。いわゆる優先入所の確保数と入所者数のかい離というのはこういった状況によるものです。

また、施設ごとに何人という形で定員を確保していますが、これについては規則性というものは特になく、その施設と区との当時の話し合いで、何人、何ベッドぐらい可能かというようなことで協定を結んでいます。一律に何割と規定しているものではありません。ただ、大体の入所枠というのは**区外施設では**各施設で 1 割から 3 割程度確保しているという状況です。

また、費用対効果というところでお話をさせていただきますと、効果的、効率的の部分

を適切と評価していますが、ご承知のとおり、新宿区は地価が非常に高い状況で、公有地等を活用していかないとなかなか難しい状況です。用地の確保はせずにいわゆるベッドの確保という部分で整備費用を一部助成しており、区民の方の入所がスムーズにいくという点で費用対効果が高いと考えています。

また、入所希望をどの程度満たしているかということですが、数値的なところで申し上げますと、平成 23 年度に特別養護老人ホームにおける待機者の実態調査を実施した結果、大体 1 か月から 1 年以内で、要介護 3、4 以上で医療措置の除外者の大半の方に入所していただいているということが判明しています。こういった中で、旧区立の施設だけでは定員数が少ないため、真に入所が必要な方も長期間お待ちいただくことはありますが、そういったことを考えても、区外に整備助成して入所していただくことについては、非常に有効ではないかと考えています。

他区の状況についてもご質問をいただいておりますが、待機者数など、区外の施設の状況というのは、本日は持ち合わせをしております。

そういった形で、総合評価としては、本事業の実施により在宅生活が困難になった区民のセーフティネットとして、特別養護老人ホームへの優先入所が実質的にできていると評価をしております、適切ということで評価をしています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、質問に入りましょう。

新宿区が入所の確保をしている特別養護老人ホームというのはいくつあるのでしょうか。

【説明者】

区内が 7 所、区外が 23 所、合計 30 所です。

【部会長】

このうち、この助成対象となってきたのは全てでしょうか。

【説明者】

はい、そうです。細かい話になりますが、区内の特別養護老人ホームについてはいわゆる建設費助成で、国なり都の補助を使った通常の助成ですが、それ以外に区内の 2 か所と区外について新宿区民を優先的に入れさせていただきたいということで、1 物件いくらというお支払いをさせていただいているのが今回ご説明させていただいている事業です。

【部会長】

区民が優先入所できる枠を確保しているから、その補助をしているということですね。

【委員】

そうすると、区外の 23 か所のうち 12 施設について優先枠があるということですか。

【説明者】

全てについて優先枠があります。11 施設については分割納付が終わっているだけで、もちろんベッドは確保されていますが、この事業としての支出はないということです。

【部会長】

一応今、枠は空いているわけですか。

【説明者】

定員が 602 人ですが、現在お入りいただいているのが 540 人です。

【委員】

それで、ご説明あったように、在宅困難な方々で要介護 3 から 5 の方の希望に対して、数か月から一定の期間を待てば、ほぼ入っていただいているので、行政が行うこのサービスとしては、総合評価は適切であると評価したというように受け取ればよいのでしょうか。

【説明者】

総合評価は適切としましたが、100 点満点ではないです。要は、今、お待ちになっていらっしゃる方もいますので。そういったことを考えると、逆に区外施設の枠がなければもっと申込者数が増えてしまうということもあります。

【部会長】

今、空いているのに待っていらっしゃる方がいるというのは、それはいろいろな理由からでしょうか。

【説明者】

この 62 人分についてはご希望いただければすぐお入りいただけるのですが、いろいろなご事情があってお入りいただいていないということです。

【委員】

当事者の方に事情があるということですね。

【説明者】

そうですね。

【委員】

それで、新宿区の水準というのは、他の自治体と比べてどうですか。

【説明者】

その辺の数字については、把握しておりません。

【委員】

では、待機が発生している状況というのは、新宿区は新宿区なりに実情を満たしているということであり、他区から見ても、新宿区はいい方だということですか。

【説明者】

次にご説明する事業の話になってしまいますが、いわゆるお申し込みいただいたけども、今お待ちいただいている方は 1,064 人います。ずっと 1,200 人ぐらいで推移してきたのですが、1,064 人ということは一番少なかった平成 15 年 9 月末に次いで少ないという状況ですが、一方で、ご承知のとおり、高齢者の方の人数も増えていきますし、要介護の方も増えていきます。そうした中で、以前は申込順で入所させていたのですが、今は優先順で受け付けており、それが浸透してきたので、こういう数字になっているのではないかと考えているのが一つあります。

それから、基盤整備の話になってしまいますが、あくまでも区の推計ですが、入所を真に必要としている方は300人、400人いるという推計のもと、今度、下落合の駅前に150人規模の特別養護老人ホームを建設することになっていきますので、全体として順調に進んでいるのではないかと考えています。

【委員】

わかりました。

【部会長】

大分、全体像がわかってきました。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

内部評価に、区民が保険料を負担している介護保険サービスを、と書いてありますが、介護保険サービスは区民が保険料を負担しているのでしょうか。

【説明者】

まず、財源構成としては半分が税金、半分が保険料という形になっています。

【委員】

保険料は入所する人から取っているのですか。

【説明者】

まず、その財源構成がありまして、保険料の21%と29%を65歳未満の方と65歳以上の方にそれぞれ負担していただいて、そのお金を使って、この施設に入っている方の日ごろの介護保険サービスが1割負担になるということです。ですから、残りの9割部分は先ほどの保険料と税金から出ているということになります。

【委員】

その税金というのは住民税ですか。

【説明者】

そうですね。

【委員】

事業所に勤めている人の場合には、国民健康保険ではないですね。

【説明者】

事業所の方はいわゆるお給料から天引きということになっています。

【委員】

給料の中から。

【説明者】

それぞれの組合で率を決めてお支払いいただいています。先ほど申し上げた21%は、国が全部数値を集めるわけで、保険料を決めるときに3か年の計画でこのぐらいお金がかかりますというのを全自治体が出して、全部でいくらかかるか国が試算をして、その21%を割り返して、1人いくらという形になっています。

【委員】

複数年にわたって協定を結ばれるということですが、これは法人によって異なるのでしょうか。

【説明者】

事業開始がそれぞれ異なっていて、昭和 60 年からお願いしているところもあれば、平成になってからお願いしているところもあります。お願いしたところからお支払いさせていただくので、金額の基準は決まっていますが、期間の基準というものはありません。

【委員】

最長何年ぐらいになるのでしょうか。

【説明者】

一番古いところでまだ続けているのは、平成 7 年から 20 年払いで、来年度終了というところがあります。大体 20 年ぐらいでお願いしています。

【委員】

お金を払わなくなったら確保はしませんよというのですか。

【説明者】

確保は、施設がある限りずっと継続させていただくものです。

逆に言うと、補助金の交付は本来であれば一括です。そこを分割で交付しており、分割の年数は協議で決定されますが、補助金の交付が終わっても、確保は続きます。

【委員】

建設補助だから、建物がある限りベッド数を確保してくださいということですね。

【説明者】

そうです。

【委員】

いわゆる運営の質の担保などについては、区がお金を出している以上、区は評価的などころで関係してくるのでしょうか。

【説明者】

毎年お支払いさせていただくときに、ご請求もちろんいただくわけで、そのときに事業報告をきちんと受けておりますので、そういったところでは担保させていただいています。

【委員】

向こうから出てくる報告書を見て、判断するといったぐらいのことですか。

施設を見に行くことなどはしないのでしょうか。

【説明者】

そういうのはありません。

【部会長】

主たる監督官庁は別にあるわけですか。

【説明者】

処分ができるのは東京都です。指定権限は東京都にあります。

【委員】

どこかの区で、区と提携している特別養護老人ホームがすごく劣悪で、という話をニュースか何か見たような気がします。それで何かちょっと気になりました。

【説明者】

施設が事故を起こした場合、指定権限のある東京都にはもちろん連絡がいくわけですが、入所に新宿区民がいれば、施設のある自治体と新宿区に必ず事後報告があります。そういった面では、内容によっては、当然のことながら他自治体や東京都と連携して、施設に入って指導するような仕組みにはなっています。お金だけ払って、後のことはお任せしますということには、構造上なっていません。

【部会長】

ありがとうございます。さて、そろそろ次の事業に入りましょうか。次は、経常事業 224 番「特別養護老人ホームの入所調整」です。説明をお願いします。

【説明者】

新宿区第二次実行計画の 150 ページをお開きください。上から 13 段目が、経常事業 224 番「特別養護老人ホームの入所調整」です。これは、特別養護老人ホームの入所について、より必要度の高い方から入所できるための支援ということを目的とした事業です。

事業概要についてですが、区内の特別養護老人ホーム及び区外の特別養護老人ホームについて優先入所システムにより必要度の高い人から優先的に入所できるよう調整を行っています。この優先入所システムというのは、新宿区の場合は区が申込を受け優先の順番をつけた後、施設側がその優先順位の名簿を見てお声かけをして入所に至るというものです。具体的に言うと、地域に高齢者総合相談センターという、いわゆる高齢者の方々のご相談を受け付けている窓口がありまして、そこでまず入所の申込をしていただき、その入所申込に対して、介護をされる方がいるかないかなどの調整の基準に基づき点数化し、それをもとに優先順位名簿を作成して施設に送付をしています。

また、この入所調整そのものについて、良いか悪いかいろいろ課題等があります。それを踏まえて、運用改善検討会という施設長の協議会や実際に現場で働いている方、高齢者総合相談センター職員と一緒に話し合いをさせていただく場を設定し、いろいろ見直しをして、適正な実施に努めています。その進捗状況ですが、昨年度、報告書という形でまとめまして、それをもとに区がさらに検討を進めております。26 年の 4 月からシステム改修を実施し、その年の秋口ぐらいにはその成果としての制度改正を図りたいと考えています。

高齢者福祉課から介護保険課に事業移管した経緯を若干申し上げますと、高齢者福祉課というのは高齢者に関係する全ての相談を受けているのですが、業務量の増等があったため、24 年度より、待機者の実態調査分析や基盤整備などを行っている介護保険課に移管し、全てをトータライズして入所調整につなげようということになりました。その際に、申込情報の管理分析や待機者の方への相談に対応できるスキルが必要となったので、社会福祉士の資格を持った非常勤職員の採用をしています。

総合評価としては、入所の透明性及び公平性を確保し、より必要の高い方の円滑な入所を図るため、区と施設関係者等が一体となって優先入所システムの見直しを行い、事業を継続することが適切であると考えています。

改革・改善の内容としては、認知症の状態を的確に反映させるために入所調整基準の見直しを行うこと、施設側に送る名簿の電子化、名簿の更新回数の増、パンフレットの統一化などを実施していきたいと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。自治体が入所調整を行うことについて、介護保険法か何かで定められているのでしょうか。

【説明者】

自治体が適正な入所管理をする旨の省令等がでています。

【委員】

内部評価の根拠法令のところにたくさん書かれていますよ。

【部会長】

でも法律は載っていませんね。その辺が何かすっきりしません。義務的自治ということ、何か法律に基づく自治義務なわけですよ。どういう自治義務なのでしょう。

【説明者】

厚生労働省老健局計画課長通知として、指定介護老人福祉施設の入所に関する指針がでています。通知は義務にあたるかどうかということになりますが。

【委員】

質問よろしいでしょうか。

【部会長】

はい、どうぞ。

【委員】

入所の透明性と公平性を確保するとありますが、以前は透明性も公平性もなかったというときがあったということですよ。

【説明者】

事業開始以前のことにについてはちょっと詳しくないのですが、現在では情報公開制度があるので、本当に公正にやっているのかと聞かれたときに、こういう基準のもとに点数化がされていると説明できるよう、きちんとやっています。

【部会長】

そうすると、事業の目標・指標として、必要度の高い方の入所割合をあげており、29年度末の目標を80%としていますが、残りの20%は何なのでしょう。

【説明者】

様々事情はありますが、例えば1位、2位、3位、4位、5位の方がいらっしやって、1位の方に順番が来ても、家族も頑張ってくれているからもう少し家にいたいと言われること

があります。そうした場合、2位の方にご連絡をするのですが、第1希望の施設でないから嫌だと断られて、結局3位の方が1位2位より先に入所するということがあります。

【部会長】

そうすると、この指標の状況というのは、どういうことなのでしょう。

【説明者】

指標は、必要度の高い方の入所割合ということで、要介護の4と5の方の入所割合になっています。ただ、24年度末の現況でいうと、24%の方が要介護3以下でお入りになっているという状況です。

【部会長】

ああ、そうか。下の方の順位というのはそういうことなのですね。

【説明者】

ただ、私が言うのも何ですが、そんなに悪いことではありません。

【部会長】

あくまでも当事者のご意思ですからね。

【説明者】

そうですね。特別な事情がない場合は、優先順位が高い方がきちんと上から順に入っているところが指標になるべきだと思ったので、指標にさせていただいたのですが。

【部会長】

入所調整そのものがこの事業なので、指標のとり方というのはこういうものしかないということですね。入所調整した結果、幸福に人々が暮らしているかどうかみたいな話ではなく、入所調整そのものがこの経常事業なのですね。

【委員】

実際、要介護4、5の方で、待っている方は何人ぐらいいらっしゃるのですか。

【説明者】

パーセンテージで言いますと、52.3%ですから、500人ぐらいいらっしゃいます。

【委員】

先ほどのように、順番が来ても断ってしまった方はこの中には入っていないのでしょうか。

【説明者】

入っています。ここでいう待機者というのは、お申し込みいただいているけれども今施設に入っていない方です。確かに、以前、辞退した方は待機者の中から外してもいいのではないかという議論にもなりましたが。

【委員】

辞退の主な理由としてはどういうものがあるのでしょうか。

【説明者】

先ほど少し申し上げましたが、実際、施設に入ろうとなると、ご本人も寂しくなってし

まったり、家族の方ももう少し見てあげたいというようなお気持ちになったりします。また、第1希望ではない施設から連絡が来たときに、自分は第1希望のところがいいというようなお話もあります。それから、この事業とは外れてしまいますが、医療措置が必要な方というのは、医療職員等が必要になるので、そういったところで次の要医療ではない方にお声がけをしているようなこともあります。

最近始める予定ですが、優先順位の名簿で、施設側からきちんとお声がけをしたのか、お声がけして入ったのか、入らなかった場合はどういった理由だったのかというのを、全てきちんと施設側に報告をさせることにいたしましたので、そういった中で経緯をきちんと見ていきたいと思っています。

【委員】

所管部として内部評価をするうえで、こういうことに苦勞した、あるいは内部評価や外部評価はこうあった方がいいということについて、何かご意見はないですか。

【説明者】

内部評価をする場合は、日ごろ一生懸命事業を行っているので、やはりよく書きたいと思うところはありますけれども、逆に改善すべきところや今後の課題については、きちんと書かせていただいています。むしろ、事業に長く関わっていると意識を変えづらくなってくるようなところがありまして、外部評価委員の皆様こういうふうにするべきではないかというようなところのご意見をいただけると、本当にありがたいと思っています。

【部会長】

では、時間ですので次の事業に入りましょう。

経常事業 236 番「介護人材育成支援」です。では説明をお願いします。

【説明者】

新宿区第二次実行計画の 151 ページをご覧ください。上から 1 段目が、経常事業 236 番「介護人材育成支援」の事業です。この事業は、区内で介護保険サービスを提供している事業所等を対象に、介護福祉士の資格取得の助成やスキルアップのための研修を実施し、区内の介護サービスの質の向上を図るという事業です。

事業概要についてですが、まず一つが、介護保険サービス事業所対象研修事業ということで、プロポーザルで委託事業者を選定し、区が指定する必須の研修と事業者が提案する研修によって年間大体 15 回程度研修を行うという事業です。二つ目に、介護福祉士資格取得費用助成事業です。介護保険サービス事業所で 1 年以上勤務されている方は介護福祉士の国家試験の受験資格があるということで、この受験について区から助成をしています。金額ですが、6 万 650 円と実際の金額と比べ、いずれか低い方を助成しています。

事業区分は義務的自治になっています。これは、先般の介護サービス事業者協議会への支援と重複するところはあるのですが、保険者として利用者のための事業所支援というところは介護保険法の方にもあります。実際は要綱でやっていますが、義務的自治ということで整理をさせていただいております。

事業の目標・指標ですが、定員に対する参加率ということで、24年度末の現況は57.7%になっています。この数字についてはもう少し努力が必要かと思っており、29年度末の目標は80%としています。もう一つの指標である介護福祉士の資格費用助成件数については、目標が予算額で25件となっていますが、昨年の実績としては19件です。

研修についてですが、目標としてどのような人材を何名ぐらい育成すればいいのかというようなことまでは詳細には決めておりません。逆に、介護保険サービス事業所の管理者や介護職員を問わず、全員の育成支援というところを考えています。

また、介護保険サービス者の向上という目的に対して、研修なり資格取得がどの程度有効かというところで申し上げると、皆さんご承知かもしれませんが、介護報酬というのはなかなか上がらない中で、人件費が厳しいというようなところと、あと介護職員の職場への継続的な勤務という面で言いますと、非常に離職率が高い分野でして、経営者の方々もなかなか難しい面がある状況があるので、そういった中で微力ですが、職員のスキルアップのために資格取得の助成を行い、継続的にスキルアップしていけば一助となるのではないかと考えています。それは、研修の方も同じような考え方でやっています。

それから、研修事業の定員に対する参加率57.7%というところですが、実際に高いとは思っていません。また、講師をお招きして講演会を2回程度実施していますが、会場を非常に広いところを設定しており、その定員と充足率というところも入ってしまっているため、参加率は低目になっています。

また、訪問介護員の2級資格取得費用助成ですが、23年度をもって廃止いたしました。その理由は2点ありまして、1点目は実際に新宿区内の事業所にそういった形で支援をしていることが実際に就労につながっているかを調査した結果、どうしても区外に就職しまう方が多かったものですから、見直しをさせていただいたのがあります。2点目として、今年度から制度が変わり、ヘルパーの2級養成課程自体が廃止になり、介護初任者研修というものに一本化されたということがあります。そういった理由で廃止となりました。

総合評価についてですが、研修受講機会の拡大ということで、研修テーマをさらに多様化をして、少しでも受講率が上がるようにやっていきたいと考えています。資格取得費用助成したことによりその資格が実際の現場で活用されているかということなどをどのように確認しているかということですが、第三者評価の場面やサービス事業者協議会の場面、集団指導等でいろいろな事業者とお会いする場面などで、実際にお声をお聞きするような形で把握はさせていただいています。総合評価としては適切と評価していますが、今後、研修の参加率やその内容を重要視して、今後も継続して事業を実施していこうと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、ご自由に質問をどうぞ。

おそらく、介護保険法上、保険者はこういう人材育成をやるべしというような責務規定があるのでしょね。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

プロポーザル方式で研修事業業務を委託しているということですが、どういう事業者が手を挙げてくるのでしょうか。

【説明者】

いわゆる株式会社で介護のサービス事業所をやられている法人もいますし、研修業務を主としてやっている会社もいます。いわゆるコンサル会社もいます。

まず、ご応募いただいて、事業計画書を出してもらい、1次審査で内容を見て数社に絞ります。その後、プレゼンテーションや現場視察、経営している施設を直接見させていただくなどのことを経て最終的に委託先を決めます。

【委員】

要するに、応募してくる業者がどの程度のスキルを持っているかというのを、一連の審査過程の中で確認するということですね。

【説明者】

はい。

【委員】

そもそもこの事業に限りませんが、介護サービス利用者側からの評価システムというものはあるのでしょうか。

【説明者】

例えば都の指定なり、処分なり、私ども保険者として利用者の現地の指導検査なりということは行いますが、あくまでも民営施設の経営ですので、そのことについては自助努力と言いますか、全て区が経営的にも目を光らせているということではありません。ただ、保険者として劣悪な状況であったり、虐待の恐れであったり、事故の恐れであったりというところは、もちろん情報としてこちらに入ってきますが、原則は民間の経営の問題です。

【部会長】

私が聞いている話だと、福祉事業者が民間の、いわゆる中間支援組織的団体が行う第三者評価を進んで受けるといったことは、介護に限らずあるようです。

【説明者】

保険サービスとして税を投入している立場として、東京都と一緒に現場に行って、現地で指導検査をするという形です。指定、処分の権限はないのですが、介護サービス費用を払っているという立場できちんと見るという状況です。決してやっていないわけではありません。

【委員】

そのご質問をしたのは、研修の内容というのはそういったところと評価の部分とすごくリンクしてくる内容だと思うので、ある意味、評価はできない、区としてはできない、や

るべき範疇ではないということの中で、どういう内容のものをすべきかという判断をどのようにされているのかという疑問があったからです。いかがでしょうか。

【説明者】

決してやるべきではないとは思っていません。やった方がもちろんいいとは思いますが、ただ、現状として、なかなかそこまでできませんし、将来的にも厳しいのではないかとというのが正直なところですよ。

【委員】

研修の内容についてですが、今どういう現場で必要性があるかというところをどのように情報収集し、選定をされているのでしょうか。

【説明者】

直接ということではありませんが、以前、介護サービス事業者の協議会がありまして、その協議会の方々とは毎月いろいろなお話をしているので、そこで得られた現場の声を参考にしていました。どういったことが今必要かということは、研修に限らず、介護保険行政に関わる者として、常にアンテナを張っていますので、そういったところは事業者選定のときに活用して、少しでも今の必要なテーマに沿う形でやっていきたいと思っております。

【委員】

資格取得費用を助成して、実際に就労したとしても、辞めていってしまう方は多いのでしょうか。

【説明者】

具体的な数字は今お答えできません。

【委員】

別にいいです。わかっている範囲で教えていただければ結構です。

【説明者】

今現在どういう状態かというのは把握しておりませんが、資格取得された方々にその後メリットはありましたかというようなことを調査したところ、19人か18人に回答をいただきまして、給料や待遇が上がったと答えたのが6人、キャリアアップしたと答えたのが10人で、こうしてみると非常に高い効果が出ているのではないかと思います。

【部会長】

一般的に介護福祉士というのは例えばどういう資格なのでしょう。ケアマネと称する方はまた別ですよ。

【説明者】

別です。いろいろな介護サービスの提供ができますし、いろいろな相談をお受けできる知識なり、ノウハウを持っている職員です。ケアマネというのはいわゆるケアプランをつくる入り口のお世話をされる係です。

【部会長】

では、次の事業に入りましょう。本日最後の事業です。

經常事業 237 番「介護保険サービス利用者負担の軽減」です。説明をお願いします。

【説明者】

新宿区第二次実行計画の 151 ページをお開きください。上から 2 段目が、經常事業 237 番「介護保険サービス利用者負担の軽減」です。この事業ですが、低所得者の方を対象に、一定条件のもとで介護サービスを利用した際の、ご本人からの負担を軽減するという目的の事業です。

事業概要ですが、低所得者の方を対象に介護保険サービスの利用者負担を軽減するということで、第一に、障害者自立支援法によるホームヘルプサービス利用者で一定条件に当てはまる方が介護保険の対象となった場合に、訪問介護の自己負担額を免除します。第二に、介護保険サービス利用者で、一定条件に当てはまる方に介護サービス費や食費、居住費の自己負担額を 4 分の 1 減額しています。これについては、あらかじめ減額取扱を申し出たサービス事業者をご利用いただいた場合に限りです。第三に、住民税が世帯で非課税の方で区に登録した方については通所介護等の事業所を利用いただく場合の食費を 1 日 200 円助成しています。事業区分は単独自治です。

この軽減策、社会福祉法人等の利用者負担軽減措置について、どの程度充足しているかというご質問をあらかじめいただいておりますが、軽減制度の実施事業所の数として、東京都に申し出た提供事業者数が約 6,300 件あり、全体が 1 万 8,000 件ということで、良いか悪いかというのは難しいです。3 分の 1 の事業者にお申出をいただいているというところで評価は難しいのですが、そういったことを検証するデータとしてはこういった数字を使うのが良いのではないかと考えています。

また、障害者ホームヘルプサービスですが、22 から 24 年度まで実績がありません。これは、ほとんど対象者がいないという状況で、ただ、全く可能性が無いかということもありません。現在、障害者サービスをお使いになられていて負担割があって、収入が突然落ちたような方で、生活保護の基準を下回るというようなことまで想定した場合に可能性はありますが、やはりなかなかありません。そういった中で、事業そのものを今後どうしていくのかというと、まず障害者福祉課にて制度の周知をしており、対象の方が出たときに障害者福祉課からきちんと連絡を受けるといようなつくりにしております。今後については、他区の状況等も見て検討をする必要があろうという認識でおります。

総合評価ですが、低所得の方で特に生活困難者の方を対象としている制度ですので、セーフティーネットとしては継続すべきということで、適切という形で評価をしています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、質問をどうぞ。

【委員】

他区の状況と言いますが、具体的に言うと、どの区のことでしょうか。

【説明者】

第1ブロックと言っていますが、千代田、中央、港、新宿という隣接区です。

それとは別に、人口が大体一緒で状況が似ている区との比較もありますが、大体全23区との比較をしています。

【委員】

特別区財政調整交付金の戻りが多いような区は、余計に多くもらえるということはありませんか。

【説明者】

特別区財政調整交付金の額といわゆる自治体的環境が似ているかというのは、自治体的環境の中に財政面ももちろん入りますので一理あるかと思います。ただ、それが全てということではありません。それぞれの自治体はその財政状況の中で、どれだけ低所得者対策をやっていくのかというところを自主的に考えていかなければならない話で、特別区財政調整交付金の額がこのくらいだから云々という短絡的な比較ではいけないと思います。

【委員】

事業の目標・指標が空欄ですが、これは予算を立てて経常事業として設定していく以上、いわゆる一般の目標という概念とは違いますが、このぐらいのことはやっておかないとセーフティーネットにならないという数字、いわゆる基礎数字はあるのではないのでしょうか。私は、その基礎数字を事業の目標・指標として掲げられればいいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

【説明者】

確かに、24年度末の現況を予算額として、目標をある程度設定してもいいのかもしれませんがね。

【委員】

それからもう1点、障害者で、介護保険等のサービスを受けていても、この減免の対象になってない方というのはいるのですよね。

【説明者】

この事業としての免除は、今たまたまいらっしゃらない状況です。

【委員】

例えば、私に障害があったとして、何らかの形で仕事をしていたから収入あるいは年金があるとした場合、収入があるのだから、介護のいろいろなサービスを受ける費用を通常の方と同じように自分で負担できるのではないのでしょうか。

【説明者】

この事業自体が、制度改正による経過措置的な事業なのです。ですから、現状であればもちろん介護保険や障害者サービスをきちんとやるのですが、この方々というのは法律が変わるときに損をしないように経過措置で拾い上げた方々なので、経過措置を継続している形で、現状は違います。

【委員】

そうでしたら、そのこのところを一言内部評価に書いていただかないと。

経過措置として、旧制度で適用を受けた人が新制度でも受けられるようにするための仕組みだとは受け取れなくて、先ほど例にあげたように、私が今、障害者であって収入があった場合に、減免を受ければ収入的にオーバーしているというふうに受け取れたのですが。

【説明者】

その考え方というのは経過措置的に継続していますので、新しく障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用をされている方で、境界層の該当、それを自己負担の有無によって生活保護基準を上回ったり、下回ったりするような場合があり、その低率負担というところで負担がゼロ円であれば、上下に該当しなくなるわけですね。

そうすると、そのときに新たに介護保険の対象となった方というのは今後出てくる可能性はあるのです。考え方というか、制度そのものはずっと経過措置できているものなのです。非常に複雑な制度です。

【委員】

予算事業 237-2 について、補助対象のところがどうもよくわかりません。というのは、①が住民税世帯非課税で世帯全員の年間収入が基準以下となっていて、②が世帯の預貯金額が基準額以下、③④と続いて、⑤に介護保険料を滞納していない、とあります。つまり、①から④までを満たして、更に最後の⑤で介護保険料だけは払っていないなければならないとなっています。住民税が払えないような収入がものすごく低い世帯の中で、でも介護保険料だけは払っていないければ、これには該当しないということですか。

【説明者】

このサービスをお使いいただく方は介護保険サービスですので、介護保険料を滞納していない条件を入れています。

【委員】

というと、ものすごく生活困窮者でも、介護保険料だけ払わないと、これには該当しないと、介護保険料も払えないような人はいないということですね。

【部会長】

いえ、介護保険料は払えるようになっているのです、日本の仕組みというのは。

払えないというより、例えば遊興費に使い込んでしまって、払わないという人はいるでしょう。それは大きな社会問題ですけれども、仕組みとしては、日本という国は文化的な最低限の生活が保障されていて、介護保険料は無理なく納付できるようになっています。

【説明者】

困窮していて保険料の納付は難しいという方についてはもちろん納付相談という形で丁寧に対応させていただいていますが、もともとの保険料の設定というのは段階別になっていて、収入に応じて安くなったりします。

【委員】

収入が低ければ保険料も段階的に安くなるということですか。

【説明者】

はい。収入状況に応じて納付していただいていますので、通常厳しい方には納付相談等をさせていただいていますけれども、この事業のサービスというのは付加されるサービスですので、やはり保険料をお支払いいただいていることを条件にしています。

【委員】

金額に関しては、レベルによって保険料の金額も変わっていくということですか。

【説明者】

そうです。

【部会長】

特定財源がありますが、これはどうも説明によると、都補助金だけれども実際に対象者がいないから国に返しているということでしょうか。

【説明者】

対象がないということではなくて、補助金は翌年度精算になっていますので、いわゆる仮にいただいたもので精算している。結果的に先にもらったのが多かったので、返還しているという構造です。障害者の自立支援型のヘルプサービスについては実績がないので全額返還ですが、福祉法人の負担軽減措置については実績があるので精算による返還です。

【部会長】

では、これでよろしいでしょうか。

どうも長時間にわたりましてありがとうございました。

では、これで閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>